

福岡市公報

平成30年 1 月22日 第6459号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市公園条例施行規則の一部改正（第 2 号）	1
○指定管理者の指定（第 4 号）	2
○都市公園の設置（第 5 号）	2
○事業計画のある道路の指定（第18号）	3

規則

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年 1 月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 2 号

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。
第21条を次のように改める。

（指定の期間）

第21条 指定管理者の指定の期間は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 高宮南緑地 10年以内
- (2) 前号に掲げる公園以外の公園 5年以内

別表第 8 中「アイランドシティ中央公園、かなたけの里公園」の次に「，高宮南緑地」を加え、「及び平尾霊園」を「，高宮南緑地及び平尾霊園」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡市告示第 4 号

地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、天神ふれあい通り自転車駐車場について指定管理者の指定をしたので、福岡市自転車駐車場条例第16条前段の規定により次のように告示する。

平成30年 1 月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
天神ふれあい通り自転車駐車場	福岡市中央区天神一丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区浅野二丁目14番 2 号

特定非営利活動法人 タウンモービルネットワーク北九州

3 指定の期間

平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

福岡市告示第 5 号

都市公園を次のように設置するので、都市公園法第 2 条の 2 及び福岡市公園条例第 3 条第 1 項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（住宅都市局みどりのまち推進部みどり運営課）に備え付ける。

平成30年 1 月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 供用を開始する都市公園

名 称	位 置	区 域	面 積 (平方メートル)
高宮南緑地	福岡市南区高宮五丁目地内	福岡市南区高宮五丁目185番 1 , 185番 3 から185番 6 まで, 186番, 187番, 190番 1 から190番20まで, 191番 3 , 191番 4 , 195番 1 , 195番 2 , 200番 1 , 200番 2 , 201番 2 , 201番 3 , 203番 1 , 203番 2 及び206番	19, 147

- 2 供用開始の期日
別途告示する。

公 告

福岡市公告第18号

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づき、事業計画のある道路を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条第1項の規定により公告する。

平成30年 1 月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

指定道路の種類	指定の 年月日	位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道福重石丸線道路 歩道設置事業	平成29年 10月31日	西区石丸二丁目4番15 南西地先から 同 4番19 南東地先まで	20.20	11.00～14.00
県道福岡志摩前原線 道路改良事業	平成29年 10月31日	西区今津4798番396東 地先から 同 4798番64北地 先まで	32.60	12.75
福岡広域都市計画道 路事業3・3・183 号長尾橋本線	平成29年 12月5日	城南区茶山一丁目91番 1地先から 同 飯倉一丁目341番 1地先まで	920.00	22.00

